

事業承継対策のご案内

～事業承継に関して税制の活用をご検討される皆さまへ～

事業承継対策に活用できる代表的な税制の内、相続時精算課税制度についてご紹介致します。

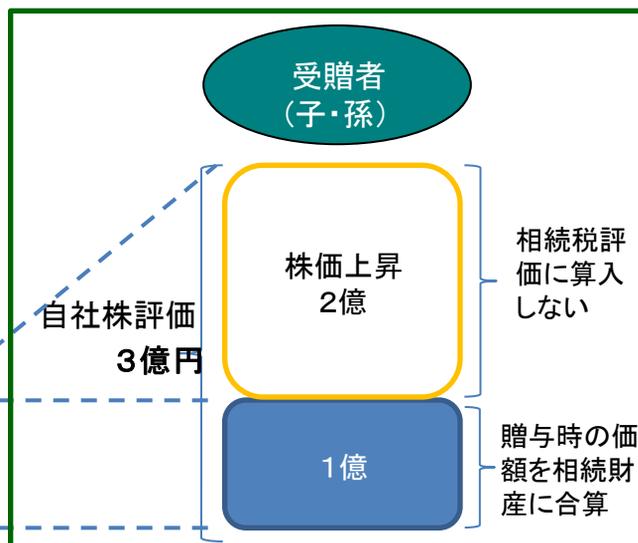
■ 相続時精算課税制度について

相続時精算課税制度は所定の要件を満たす親から子・孫への贈与について、選択制により、贈与時に贈与税を納付し、相続時に精算する制度です。

贈与時



相続時



- 特別控除枠: 累計2,500万円
- 税率: 控除枠を超える部分について一律20%課税

■ ポイント

株価を贈与時の株価で固定する効果が期待できます!!

- ・特別控除枠が2,500万円あり、通常贈与(暦年贈与)よりもまとまった株式の贈与が可能。
- ・自社株の評価を贈与時の価額で固定し、相続時まで株価の上昇影響を取除くことができるため、株価が下がっているタイミングでまとまった株式を贈与すると効果は大きい。
- ・親と子・孫の組み合わせ毎に選択適用可能。

■ 商工中金のサポート

商工中金ではお客様の事業承継対策のお悩みについて、実績のある専門家(税理士・会計士)と連携しサポートを行っています。お手続きについてお悩みでしたら、専門家をご紹介(有料)させていただきますので、お近くの商工中金にお問い合わせ下さい。